

人事

8月3日～8月14日申込受付

吉岡町職員採用試験

町では、次のとおり一般行政職および保健師職を募集します。

【一般行政職】

平成22年4月1日採用

▼採用予定人員 若干名

①受験資格 昭和59年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人

②日本国籍を有する人

地方公務員法第16条の規定に該当する人は受験できません。

【保健師職】

平成22年1月1日採用

▼採用予定人員 1人

①受験資格 昭和49年4月2日以降に生まれた人で、既に保健師の免許証を取得している人

②日本国籍を有する人

【共通事項】

▼試験日／場所

【第1次試験】9月20日(日)／吉岡町役場

【第2次試験】10月中下旬／吉岡町役場

▼試験内容

【第1次試験】

保険

新しい保険証が届きます

長寿医療制度の保険証を更新

8月1日から医療機関などの窓口で提示する「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)被保険者証」が新しくなります。

新しい保険証(茶色)は緑色の封筒で、7月中にお手元に届くよう送付しますので、届き次第、住所・氏名などをご確認ください。

新しい保険証の有効期限は8月1日から翌年の7月31日までの1年間です。

保険証には、医療機関などの窓口で支払う自己負担割合が記載されています。

▼被保険者証の自己負担割合

長寿医療制度は、前年中の所得で一部負担割合を判定します。

(1)同一世帯に市町村民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる人 **3割負担**

(2)(1)以外の人 **1割負担**

ただし、3割負担の人のうち次の要件に該当する人は、申請により1割負担となります。

①長寿医療制度の被保険者が同一世帯に1人で、収入額が38万円未満の人

②長寿医療制度の被保険者が同

一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満の人

③長寿医療制度の被保険者が同一世帯に1人で、家族に70歳から74歳の人がいる場合、その人との収入額合計が520万円未満の人

▼限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

長寿医療被保険者の人が、市町村民税非課税の世帯に属している場合、入院の際に限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口で提示すると、入院時の自己負担上限額と食事代などの負担額が軽減されます。

現在、交付されている減額認定証の有効期間は平成21年7月31日までとなっております。

引き続き8月1日から有効となる減額認定証の交付を受けるためには、申請が必要となります。

7月中旬に役場健康福祉課保険室で手続きをしてください。

▼問合せ先 役場健康福祉課保険室

☎54・3111(内線157)

群馬県後期高齢者医療広域連合

☎027・256・7171



## 今月の納税

固定資産税・・・2期  
国民健康保険税・・・1期  
介護保険料・・・4期  
後期高齢保険料・・・1期

納期限 7月31日(金)

便利で確実な口座振替も利用できます

## 福祉

ふれあいと対話が築く明るい社会

### 7月は“社会を明るくする運動”強調月間

法務省主催の“社会を明るくする運動”の強調月間が7月1日から1カ月間全国一斉に展開されています。今年で59回目を迎えるこの運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

罪を犯した人や非行をした少年もいずれは地域に戻り、地域の一員として生活していくことになり、その更生を実効あるものとするためには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

特に、急速な社会の変化の中で、住民同士のふれあいや親子の対話が減るなど、地域社会や家庭が従来持っていた犯罪抑止力や教育力といった「地域力」の低下などが指摘される現状において、家庭、学校、職場、地域社会が一体となってこうした問題に取り組み、希薄となった地域の連帯や家族の絆を取り戻

し、夢や希望を持って互いに支え合い、安全で安心して暮らせる明るい地域をつくることに努める必要があります。

#### 運動目標

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ② 犯罪や非行に陥らないように地域社会で支えよう
- ③ これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

**重点事項** 「犯罪や非行をした人の就労支援」

**キャッチコピー** 「人は変われる。一緒なら。」

みんなで力を合わせ、罪を犯した人や少年の立ち直りを助けてみましょう。

▼問合せ先 役場健康福祉課福祉室 ☎54・3111 (内線151)



## 平成21年経済センサス 基礎調査にご協力をお願いします

「経済センサス」基礎調査」が7月1日現在で全国すべての事業所と企業を対象に実施されます。

調査内容は、事業概要や従業員数など、基本的な項目について調査します。

調査結果は、国や地方などの経済施策・雇用対策や、交通対策・防災計画など、各種行政施策の基礎資料として活用されます。

調査方法は、県知事から委嘱された調査員が事業所を直接訪問して、調査票の記入をお願いし、記入した調査票を回収する調査員調査です。調査に際しては、必ず「調査員証」を携行しています。



皆さまから提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守され、統計作成の目的以外は一切使用されませんので、正確なご記入をお願いします。

なお、記入などで不明な点がありましたら、役場総務政策課政策室または県庁統計課までお問合せください。

#### ▼問合せ先

役場総務政策課政策室  
☎54・3111 (内線127)  
県庁企画部統計課経済産業係  
☎027・226・2410